

【提案1】髪型についての校則を変更

変更前：肩にかかる場合は縛る。編み込み、ツーブロック、ハーフアップは禁止。

変更後：「四中生らしい髪型とする」

四中生らしいとは、校訓の素朴・勤労・自治の精神に基づいた姿である。

以下の場合に対応できるようにする。

- ・運動の妨げになる場合
- ・給食当番で配膳する場合
- ・技術や理科の実験で、安全を確保しなければいけない場合

「受験でも通用する髪型」

【期待できる効果】

- ・個性が出る。
- ・髪がまとまりやすくなり、清潔である。
- ・時間が確保できる。

【懸念点】

- ・ゴムがなく、縛れない。
- ・トイレの鏡が混雑する。

【懸念点への対応】

- ・肩に髪がかかる場合は、常にゴムを常備する。
- ・縛るのに時間を要する人は家で縛ってくる。
- ・トイレの鏡を長時間使用する必要がある髪型は、学校生活に支障が出ていると判断する。

【提案2】制服下校についての校則を変更

変更前：部活動がない場合は制服に着替えて下校する。

変更後：部活動がない場合はジャージか制服か自らの判断で下校する。

【期待できる効果】

- ・放課後の時間の確保

【懸念点】

- ・特になし

【特記事項】

登校時は正装である、制服が適していると判断した。

制服で登校することは、家を出る前に身だしなみを整える習慣を身につけるために必要であると考えた。

現在、部活動の帰りは活動時間確保のためジャージでの下校が可能である。

したがって、部活動がない日もジャージで下校することで放課後の時間を有意義に使うことができる判断した。

【その他の事項】

爪のベースコートについては、学級ごとの話し合いで肯定的な意見が出なかったため、変更する必要がないと判断した。